

第14回 大垣市都市計画景観審議会議事録
(平成29年2月8日)

第14回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第14回大垣市都市計画景観審議会を、平成29年2月8日（水）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

議 題

- 1 大垣市都市計画マスタープランの策定について
- 2 大垣市立地適正化計画の策定について
- 3 大垣市都市計画道路の見直し基本方針の策定について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

石原会長、岩井豊太郎委員、田中久志委員、横幕委員、岩井哲二委員、田中孝典委員、空委員、中田委員、冠者委員、木内委員（代理出席：副所長 尾関均）、宗宮委員（代理出席：交通第一課長 谷口淳）、神谷委員、岡田委員、馬渕委員

欠席委員

車戸副会長、小松委員、高木委員、坂委員、溝口委員、高橋委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長	田中 裕
都市計画課長	關 琢磨
都市施設課長	廣瀬 勝典
都市計画課主幹	西脇 好尚
都市計画課主幹	平野 暁
都市施設課主幹	佐原 利孝
都市施設課主幹	佐久間 秀

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主査	臼井 俊介
都市計画課主事	藤井 啓人

(開会時刻 午後1時05分)

事務局
(都市計画課長)

改めまして皆様、こんにちは。

会長もお着きになりましたので、ただいまから第14回大垣市都市計画景観審議会を開催させていただきます。全体の進行は都市計画課の關が務めて参りますので、よろしくお願いたします。

本日は、車戸副会長さん、小松委員さん、高木委員さん、坂委員さん、溝口委員さん、高橋委員さん、以上の方はご都合によりご欠席のご連絡を頂戴しております。

また、西濃農林事務所長の木内委員さん、大垣警察署長の宗宮委員さんはご都合によりご出席いただけませんが、西濃農林事務所副所長の尾関均様、大垣警察署交通第一課長の谷口淳様に代理でご出席をいただいております。よろしくお願いたします。

なお、岩井豊太郎委員様と中田委員様、若干遅れられるということでご連絡を頂戴しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

委員さん2分の1以上のご出席をいただいておりますことから、大垣市都市計画景観審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして、会議が成立いたしておりますのでご報告を申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、諮問者であります市長に代わりまして、田中都市計画部長より、ごあいさつを申し上げます。

事務局
(都市計画部長)

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

最初に、都市計画部所管の事業の進捗状況について、せっかくの機会ですので、簡単にご報告したいと思います。

まず、今、駅南口で工事を進めております、エスカレーターについてですが、従来ですと上りしか無かったんですけど、上りの更新と下りの新設ですね、そちらの工事を今進めておりまして、3月17日のJRの始発電車に間に合うように今、工事を進めております。もうしばらくご不便をおかけしますが、よろしくお願したいと思います。

それから、駅南口の再開発、建物自体は既に竣工しておりますけど、あと残っておりますのは広場の方の整備を、本格的には29年度でやりますが、国の補正予算が付きましたものですから、自噴井ですね、井戸掘りを今年度末、先行してやっていきたいと思っております。完成は、30年の3月を予定しております。

それと、再開発の次の候補地でございます、大垣城ですね、お城の前の再開発です。郭町の東街区、西街区、約1.5ヘクタールぐらいの区域面積になりますけど、地権者は約50名となります。現在、地権者50名に対して再度の意向確認ですね、再開発ビルに入りたい方、個別で土地を換地してお店をやられたい方、また権利を売却して転出される方と、大きく3つに分かれておりますので、12月から意向確

認し、今取りまとめをしている最中です。3月末にもう1回協議会、地権者の方の会議を開いて、今後取り組みを進めていきたいなど。市の思いとしては、再開発と区画整理、県内では第1号となる事業でございますけど、それに向けて、29年度中に何とか都市計画決定まで持っていきたいなど、そういう思いであります。

あと、都市計画道路関係でございますが、交通事故の発生で言いますと、西濃地区ワースト1位となっております、国道21号の河間町の交差点の改良がずっと懸案事項になっております。北地区連合の自治会の方からも早期事業着手の要望をいただいております、早く事業化の方へ向けて取り組んで参りたいと思っております。ようやく2月13日、来週の月曜日でございますけど、河間町、中野町西の関係者の方に対して事業説明会を開催する運びとなりました。今日は大垣土木の冠者所長さんにもご出席いただいておりますけど、土木事務所さんと連携しながら、とにかく事業化に向けて取り組んで参りたいと思っております。

他にも色々、計画部所管の事業をやっておりますけど、重点的な課題としてはそういったところをまずもって前へ進めていきたいと思っております。

それで本日の議題でございますが、前回継続審議となりました、大垣市の都市計画マスタープラン、立地適正化計画、そして都市計画道路の見直し基本方針につきまして、12月から1月にかけて、パブリック・コメントを実施いたしましたので、その結果について今日のご報告するとともに、ご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局
(都市計画課長)

それでは早速審議の方に入っていきたいと思いますが、条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となっておりますので、石原会長様、議事の進行の方をよろしく申し上げます。

石原会長

皆様、こんにちは。お忙しい中、ご苦勞様でございます。私事ですが、大学の方で常任理事会がございましたので、少し遅れましたけれども、申し訳ございません。それでは、失礼ですけれども、座って議事を進行させていただきます。

はじめに、本日の議事録署名者でございますが、田中孝典委員様と、冠者委員様にお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、本日の審議会におきまして、 様の傍聴希

望がございましたが、これにつきまして、可としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。それでは、審議会の傍聴につきまして許可したいと存じます。

(傍聴者入室)

それでは、本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日の議案は3件でございます。これらは前々回、前回の審議会で継続審議とさせていただいた議案ですが、今回の審議会では、第1号議案「大垣市都市計画マスタープランの策定について」、また第3号議案「大垣市都市計画道路の見直し基本方針の策定について」の審議結果の答申をしたいと考えております。

それでは、第1号議案といたしまして、平成28年10月3日付け28都第230号で諮問がございました「大垣市都市計画マスタープランの策定について」これを議題といたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

それでは、座ったままでご説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。第1号議案「大垣市都市計画マスタープランの策定について」ご説明をさせていただきます。

前回の審議会でご審議をいただきました計画素案につきましては、市民の皆様や関係者の皆様のご意見を広く聴くため、平成28年12月19日から平成29年1月17日までパブリック・コメントを実施いたしました。

また、パブリック・コメントの実施と並行して、岐阜県との事前調整を行いました。

資料1の方をご覧いただきたいと存じます。パブリック・コメントの実施結果でございますが、2名の方から、3件のご意見を頂戴いたしております。

1件目は、「ソフトピアジャパンの周辺は、既に多くの企業が進出し、その周辺でも住宅地が広がりつつあり、土地の確保が困難であることから、産業誘導ゾーンに設定されていることに疑問を感じる」というご意見をいただいております。

市としましては、将来においてもソフトピアジャパンを中心とした情報産業の拠点として本市産業の活性化を図るため、当該地区を産業誘導ゾーンとして設定する必要があると考えております。

2件目でございますが、「機能ごとに地区が分けられて、住みやすく、産業、商業が発展しやすそうだが、人の流れが偏って渋滞することが心配」というご意見をいただきました。

市としましては、誰もが安全、快適かつ自由に移動することができる交通体系の実現に向けた交通施設整備の基本的考え方として、幹線道路網の整備ほか、公共交通の利便性向上に努めていきたいと考えております。

3件目は、「同じ大垣市でも上石津地域が対象とされていないのはなぜか」というご意見でございます。

上石津地域につきましては、自然的及び社会的条件や人口、土地利用等を勘案し、一体の都市として整備することが困難であることから都市計画区域外としております。

大垣市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されております、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものでございますので、対象地域は都市計画区域である大垣地域、墨俣地域に限定されるものでございます。

いただいたご意見につきましては、いずれも素案の修正を求めるものではなく、計画策定に当たって検討するものや、市の考え方を確認するものでございますので、大垣市都市計画マスタープランの内容に変更はございません。

続きまして、資料2の方をご覧ください。マスタープランの素案に対する県との事前調整の結果でございますが、県の方からは8項目に関して意見が提出されました。

1番目と7番目の意見につきましては共通する内容ですので、合わせてご説明をさせていただきます。計画区域北西部の山地において、土砂災害への対策を市の課題として追加するとともに、土砂災害の危険がある区域における土地利用の方針を記述してはどうかとの意見でございます。

市としても、山地でのがけ崩れや山崩れなど、土砂災害への対策が必要であると考え、適切な土地利用の誘導規制を図る旨の記述を追加いたしました。

2番目は、「市街地規模の抑制という方針の中で、市街化区域外への工場誘致は計画に矛盾があるのではないか」との意見でございます。

市といたしましては、宅地化が進んだ市街地内では良好な生産環境を確保することが困難であることから、自然環境、営農環境等に十分配慮しつつ、新たな産業立地の誘導を図ることが必要であると考えております。その旨を明確にするため、将来市街地規模の方針において若干記述を追加しております。

3番目は、将来都市構造として位置づけております「ゾーン」の土地

利用と、県の区域マスタープランにおける土地利用方針との整合が取れていないのではないかとのご意見でございます。

市といたしましては、市マスタープランにおける「産業誘導ゾーン」をはじめとした各ゾーンは、市独自の都市戦略として位置づけたものであり、用途地域を基本とした区域マスタープランの土地利用方針とは異なる位置づけとして考えております。なお、各ゾーンと用途地域を基本とした土地利用方針との違いを明確にするため、将来都市構造図において、市街地として位置付ける区域やゾーンの範囲を一部修正しております。

4番目と5番目につきましては共通する内容ですので、合わせてご説明をさせていただきます。市民の「防犯」に関する意識が高いことから、「防犯」の観点を追加してはどうかとのご意見でございます。

市としましては、「都市防災の方針」を「都市の防災・防犯の方針」に変更し、交通安全灯の設置や道路、公園等を犯罪防止に配慮した構造とする等、防犯まちづくりに努めていく旨の記述を追加しております。

6番目は、水門川流域における治水対策として、水門川流域整備計画を踏まえた流域対策に関する記述を追加してはどうかとのご意見でございます。

市といたしましては、関連する地域の地域別構想において、都市型水害による災害を軽減するため、水門川流域整備計画に基づき流出抑制対策を行う記述を追加しております。

8番目ですが、用語解説に関するものでございますが、街区公園、近隣公園、地区公園それぞれの誘致距離標準は廃止されているとのご意見でございます。

市といたしましては、岐阜県の誘致距離標準に対する考え方に合わせ、今まで記載しておりました誘致距離に関する記述を削除しております。

岐阜県との事前調整による変更内容については以上でございます。なお、計画図書における具体的な変更箇所は、次ページ以降に朱書きして掲載しておりますのでご確認ください。

今後の予定でございますが、「大垣市都市計画マスタープラン」の案につきましては、本審議会にてご了承をいただきましたら、市議会へ報告後、計画の策定、告示を行っていく予定でございます。

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石原会長

ありがとうございました。

それでは、第1号議案の「大垣市都市計画マスタープランの策定について」につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発

言お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

谷口 淳
(宗宮委員代理)

すみません1点だけよろしいでしょうか。資料2の5番のところになります。マスタープランでいきますと63ページのところになりますが、「交通安全灯の設置や道路、公園等を」の部分を含めたところですが、「犯罪が起きにくい環境づくりのため」、その後は「道路、公園等を安全に配慮した構造にする」とある中で、交通安全灯という言葉だけぽこっと浮いているような印象を受けます。「交通安全灯」という定義と言いますか、防犯とちょっと趣旨を異にするかなというところがございますので、この文言って敢えて入れなくても、「防犯灯の設置」と言ったほうがしっくり来ますが、いかがでしょうか。

もしくは、犯罪や交通事故が起きにくい環境づくりのためというところであれば、防犯にも交通安全にも役に立つ、例えば横断歩道付近の街路灯であるとか、そういったことでしたら、交通安全、防犯上有効であります。ただ、交通安全灯と言ってしまうと、ちょっと限定されたイメージを私は受けるのですが、いかがでしょうか。

石原会長

はいどうぞ。

事務局
(都市計画部長)

すみません。今、委員さんのほうからご意見をいただきましたが、県との事前調整をしていますので、とりあえず今回、この案で答申という形でさせていただいてもよろしいですかね。県警さんとも色々ご相談させていただいた内容となっていますので。

谷口 淳
(宗宮委員代理)

はい。犯罪の中には道路交通法違反であるとか、交通事故も犯罪の一種には含まれますので、確実に間違いではないんですけども、少し違ったイメージを持たれる方があるかなと思ひまして、手を挙げさせていただきました。以上でございます。

石原会長

今の事務局の回答でよろしいでしょうか。ご発言ありがとうございます。

事務局
(都市計画部長)

県を通じて事前に色々照会した上でこういった表現でいいですかというところで調整はさせていただきます、出来ればこのまま行かせてもらいたいと思います。

石原会長

よろしいでしょうか。その他ご意見ご質問ございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ご発言も無いようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

続きまして、第2号議案といたしまして、平成28年10月3日付け28都第230号の2で諮問のございました、「大垣市立地適正化計画の策定について」を議題といたします。事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

(都市計画課長)

はい。それでは引き続きまして、第2号議案のご説明をさせていただきます。前回の審議会でご審議いただきました「まちづくり方針」の素案につきましては、市民の皆様、関係者の皆様の意見を広く聴くため、平成28年12月19日から平成29年1月17日までパブリック・コメントを実施いたしました。

資料の3の方をご覧いただきたいと存じます。パブリック・コメントの実施結果でございますが、3名の方から4件のご意見をいただきました。

まず1件目でございますが、「安心して子育てができる環境に寄与する施設の誘導のみならず、託児所や授乳コーナー、乳幼児と利用できるトイレなどを設置し、子育て世代の方が外出しやすくなる環境を整備してはどうか」というご意見をいただきました。

市といたしましても、施設の誘導だけではなく、設備の充実による外出しやすい環境づくりの観点は有用であると考え、いただいたご意見を参考に、安心して子育てができる環境づくりを進めたいと考えております。

2件目と3件目につきましては、公共交通に関するご意見でございます。2件目は、「路面鉄道を整備し公共交通機関を充実させることにより『車を必要としない街』としてアピールしてはどうか」とのご意見、3件目は、「バス路線の認知度の向上により利用促進を図ってはどうか」というご意見でございます。

市といたしましても、まちづくり方針(素案)におきまして、公共交通ネットワークを維持・充実することにより、暮らしやすい地域生活圏の形成を目指すこととしておりますので、このようなまちづくりの参考とさせていただきたいと考えております。

4件目のご意見でございますが、「結婚や就職などの理由がなければ、生まれ育った場所からは引っ越したくはなく、今住んでいる所が不便になるようなら反対したい」というご意見をいただきました。

大垣市立地適正化計画は、住宅と生活サービスに関連する利便施設がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図るものであり、誘導区域外の区域であっても、ゆとりある良好な住環境の保全・維持を図る方針としております。

これら、いただいたご意見につきましては、いずれも素案の修正を求めるものではなく、計画策定に当たって検討するものが主なものでございますので、「大垣市立地適正化計画まちづくり方針（素案）」の内容に変更はございません。

これからの予定でございますが、大垣市立地適正化計画まちづくり方針（案）に基づきまして、「都市機能や居住の誘導を図る区域」や「誘導すべき施設」など、立地適正化計画（素案）の作成を進めてまいります。計画素案につきましては、次回の審議会でも継続審議をいただく予定でございます。

以上が第2号議案の説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石原会長

ありがとうございました。それでは、事務局からのご説明がございましたが、ご質問がございましたら、ご発言お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

岩井豊太郎委員

2番の意見について、「参考にする」と言っているが、参考にするような内容ではないのではないのか。路面電車なんて出来るわけがない。なぜそんなものを参考にするのか。

事務局
(都市計画部長)

実際のところはそうでございます。考え方、発想としては今後参考にしていきたいと、そういう趣旨でこのような表現とさせていただきます。

実現するかどうかについては、委員さんがおっしゃった通りで、かなり難しいと思いますけども、発想としてはそういった意見も参考にしていきたいと考えております。ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

石原会長

その他ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。こちらの議案につきましては、継続審議とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日最後の議案、第3号議案といたしまして、平成28年10月19日付け28都第263号で諮問のありました、「大垣市都市計画道路の見直し基本方針の策定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(都市施設課長)

都市施設課長の廣瀬です。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、申し訳ありませんけども、座って説明の方をさせていただきます。

それでは、第3号議案「大垣市都市計画道路の見直し基本方針の策定」についてご説明させていただきます。

前回の審議会でご審議いただきました見直し基本方針の素案につきましては、市民や関係者の意見を広く聴くため、平成28年12月19日から平成29年1月17日までパブリック・コメントを実施いたしました。

資料4の方をご覧いただきたいと思ひます。パブリック・コメントの実施結果でございますが、2名の方から2件のご意見をいただきました。2件とも歩行者の安全に配慮した道路づくりに対するご意見でございます。市としましては、道路構造の一般的技術基準を定めた道路構造令等に従ひ、歩行者の安全に配慮した計画とする考えでございます。

いただいたご意見につきましては、素案の修正を求めるものではなく、都市計画道路の整備段階において検討するものでございますので、「見直し基本方針（素案）」の内容に変更はございません。

なお、本編も添付しておりますので、こちらもお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定ですが、「見直し基本方針」の案につきましては、本審議会においてご了承をいただきましたら、市議会へ報告後、基本方針の策定、公開をしていく予定でございます。

以上で、第3号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願ひ申し上げます。

石原会長

ありがとうございました。それでは、第3号議案の「大垣市都市計画道路の見直し基本方針の策定について」につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言も無いようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

本日ご審議いただきました第1号議案、第3号議案につきましては後日、事務局を通じまして、市長さんに原案を適当と認める旨の答申をいたしたいと存じます。慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

本日の議案は以上でございますが、委員の皆様からその他に何かご発言はございませんでしょうか。ご意見等ございましたらご発言の程、お願いいたします。

よろしいでしょうか。最後に事務局から連絡があるとのことですので、お願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

次回の審議会について、簡単にご連絡をさせていただきます。次回の審議会では、今回継続審議となりました、第2号議案の「立地適正化計画の策定」につきまして、「都市機能や居住の誘導を図る区域」、「誘導すべき施設」などの案を提示させていただき、その内容についてご審議をいただきたいと考えております。

また、別件になりますが、室村町の都市計画と畜場の廃止に関する都市計画変更手続きを現在進めておりますので、立地適正化計画の審議と合わせまして、4月に予定しております審議会でのご審議をいただきたいと考えております。

何かとご多忙な時期とは存じますが、よろしくお願いいたします。連絡事項は、以上でございます。

石原会長

よろしいでしょうか。それでは、これを持ちまして閉会といたしたいと存じます。ありがとうございました。

(閉会時刻 午後1時35分)